

千代田エコシステム(CES)

クラスⅢ ガイド

【改訂版】

C E S推進協議会

目 次

第1章	千代田エコシステム(CES)	1
第2章	クラスⅢの流れ	2
第3章	クラスⅢの活動方法	4
第4章	クラスⅢ活動ガイド	5
	I. 計画	
	1. 活動方針(自由様式)の決定	5
	2. CES活動 現状確認表(様式3-1)の作成	7
	3. CES活動 事業活動調査表(様式3-2)の作成	11
	4. CES活動 計画表/実績表(様式3-3)の作成	14
	5. CES活動 実行チェックシート(様式3-4)の作成	16
	II. 活動	
	1. 人材育成(CES活動 計画表/実績表(様式3-3)に記載します)	18
	2. 話し合いや情報交換(CES活動 情報記録書(様式3-5)に記載します)	18
	3. CES資料の整理	20
	4. 緊急事態予防とCES活動 緊急事態報告書(様式3-6)の作成	20
	III. 点検	
	1. 活動状況の点検(CES活動 計画表/実績表(様式3-3)に記載します)	22
	2. CES推進協議会の監査員によるCES監査	22
	IV. 改善	
	1. CES活動 問題解決報告書(様式3-7)の作成	24
	2. CES活動のまとめ	26
	3. 経営者による活動全体の評価と見直し	26
	4. CES活動報告書の作成と提出	26
	5. CES活動の認証書の授与	26
	【記載例】	
	CES活動方針	6
	CES活動 現状確認表	9
	CES活動 事業活動調査表	13
	CES活動 計画表/実績表	15
	CES活動 実行チェックシート	17
	CES活動 情報記録書	19
	CES活動 緊急事態報告書	21
	CES活動 問題解決報告書	25
	平成20年度 CES活動報告書	27
クラスⅢ 資料編		
資料1	環境法令等一覧表	30
資料2	CES活動における行動の具体例	32

第1章 千代田エコシステム(CES)

近年、業務ビル集中や交通による騒音や大気汚染のほか、エネルギー使用量の増加によりヒートアイランド現象や地球規模での温暖化問題が生じています。

地球温暖化問題は、化石燃料を使用することにより多量に排出される二酸化炭素が原因であると考えられており、一人ひとりがそれぞれの生活の中で環境配慮を自覚して行動することが重要です。

地球温暖化対策については、これまで自治体や事業者により様々な取り組みが行われてきましたが、千代田区では、区、区民、事業者など多くの人々が環境活動に参加することができる独自の環境マネジメントシステムとして「千代田エコシステム(以下「CES」といいます。)」を構築しました。

平成20年1月に施行された「千代田区地球温暖化対策条例」において、CESは、次のように位置付けられています。

(環境マネジメントシステム)

第13条 事業者は、千代田エコシステムなど環境マネジメントシステムの導入に努めるものとします。

2 区は、区民や事業者へ千代田エコシステムの普及を促します。

3 区民は、千代田エコシステムへの参加に努めるものとします。

また、同条例には、二酸化炭素排出量の短期目標及び中間目標が掲げられています。

(対策目標)

第4条 区は、次に定める目標を達成する社会を目指し、区民や事業者と協力しあって、温暖化対策に取り組めます。

(1)短期目標

2012年までに、京都議定書目標達成計画に定められた業務部門や家庭部門の水準を達成します。

(2)中期目標

2020年までに、区内の二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減します。

第2章 クラスⅢの全体の流れ

クラスⅢの全体の流れは、3ページに示すとおりです。

まず、クラスⅢに取り組むことを決め、全従業員に開始を宣言するとともに、取り組みに当たっての実施体制を整備します。

その上で、「第4章のクラスⅢ活動ガイド」に沿って、計画の作成(Plan)、計画の実施(Do)、取組状況の点検(Check)、全体の評価と見直し(Act)という、PDCAサイクルにより活動を進めます。

全体の評価と見直しでは、経営者が活動全体の評価を行うことで、改善すべき点を検討して新たな「計画」に反映させます。

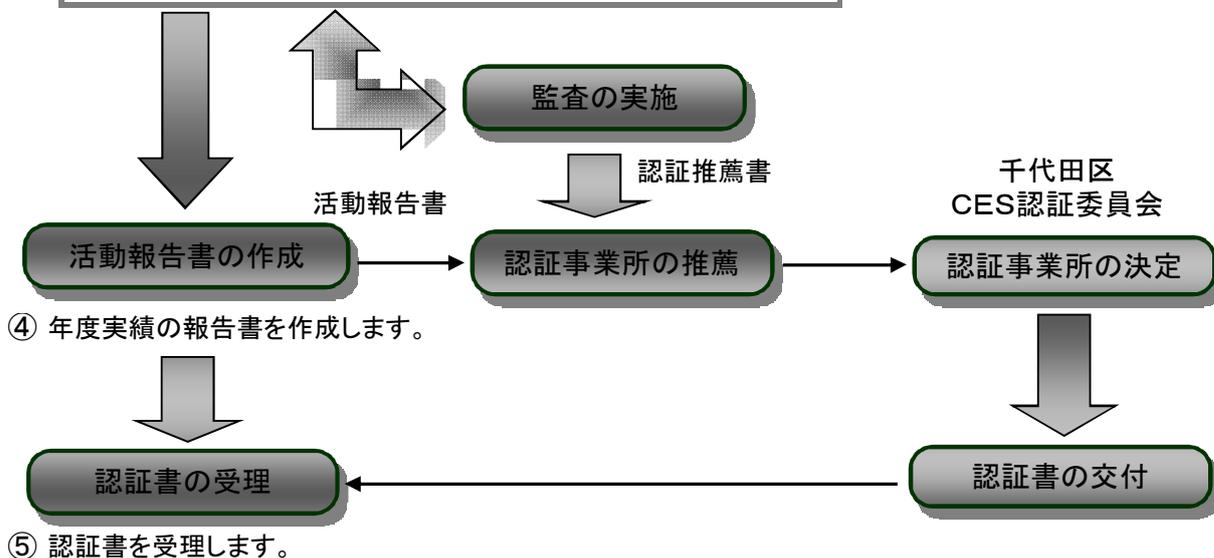
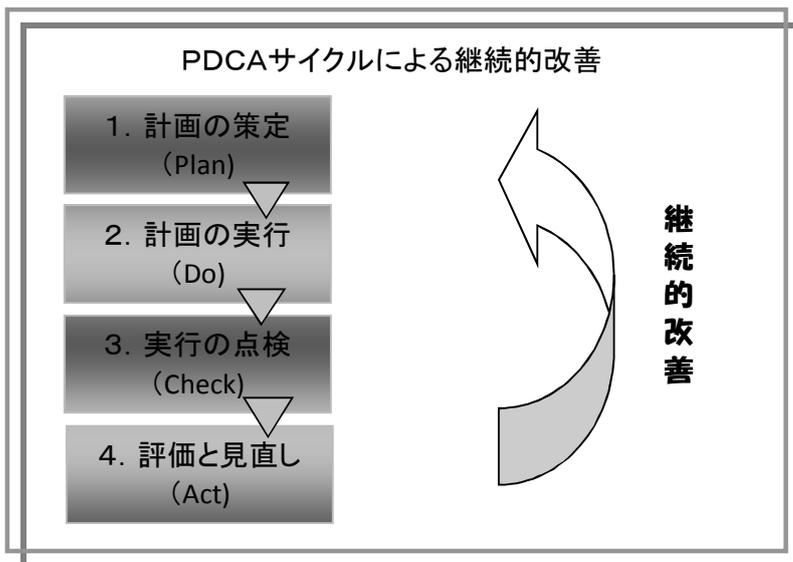
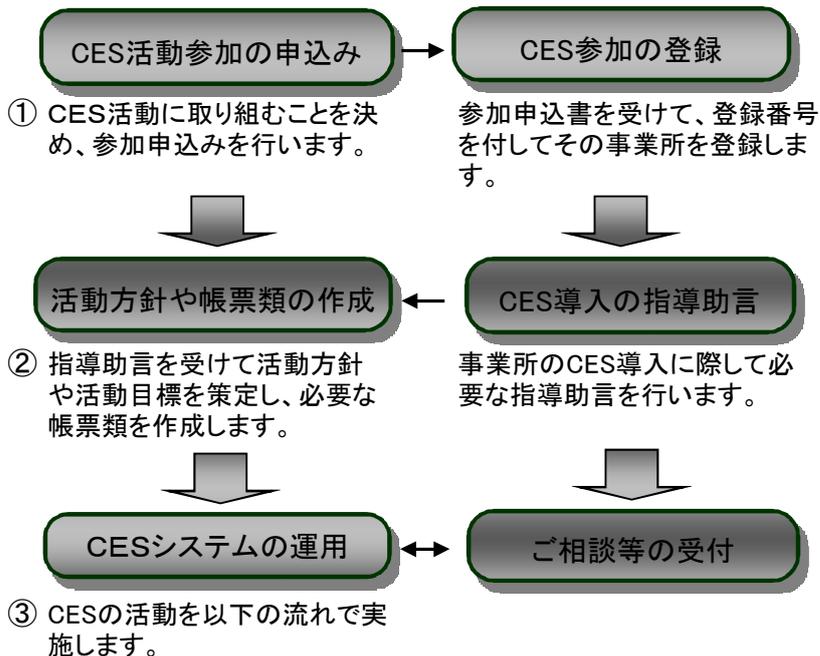
このPDCAサイクルを繰り返すことによって、活動を継続的に改善しながら高い成果を目指します。

クラスⅢの流れ

【活動参加事業所】

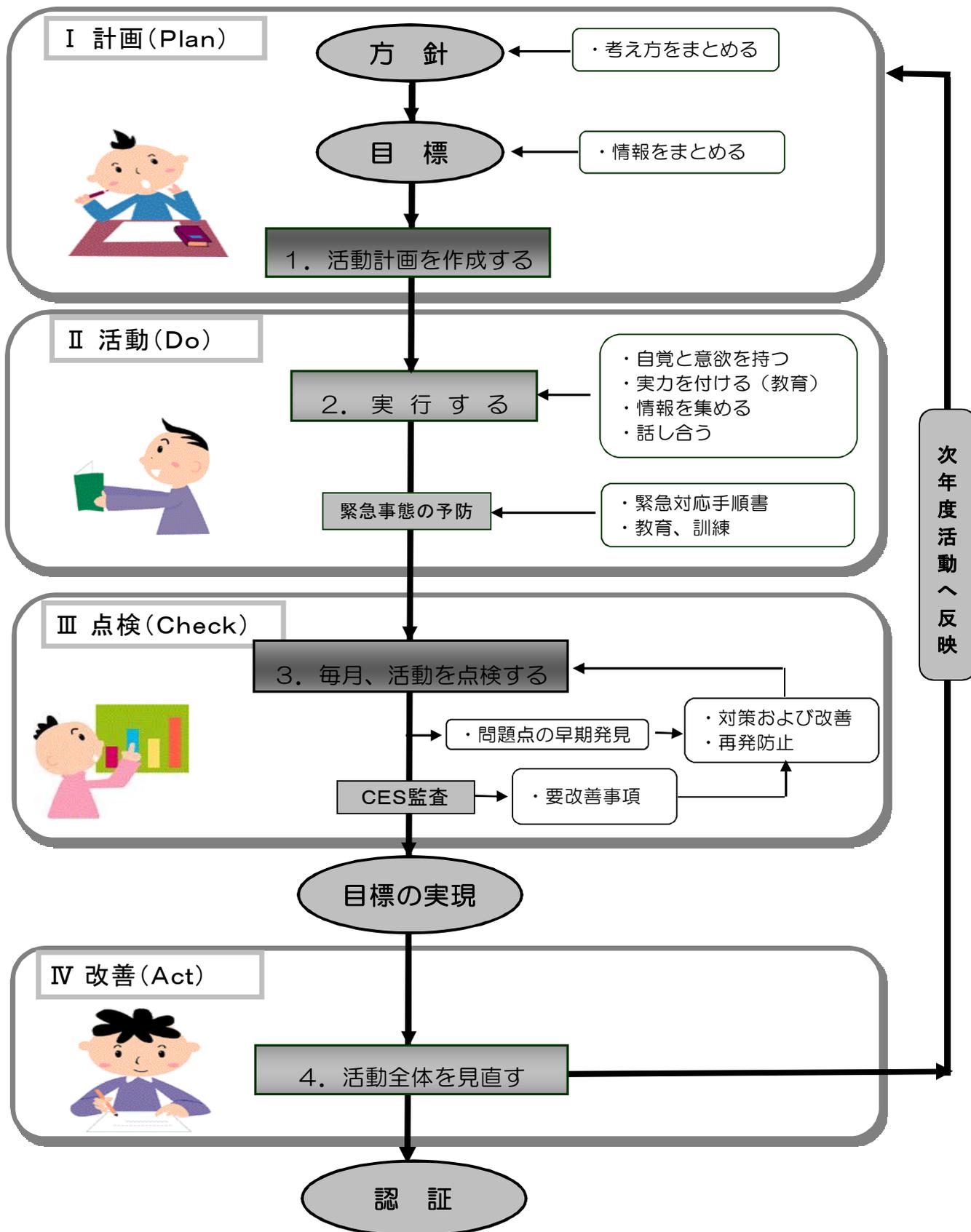
【CES推進協議会】

【千代田区】



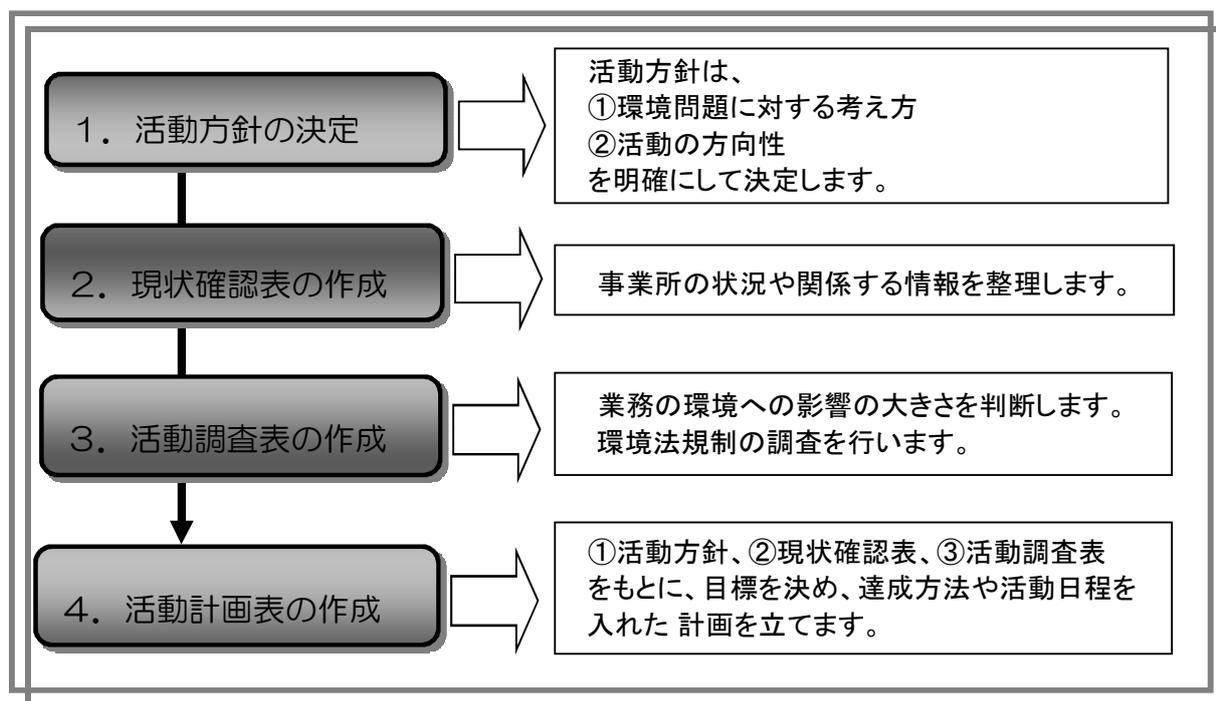
第3章 クラスⅢの活動方法

クラスⅢの活動は、環境活動でどんなことに取り組むべきかという目標をはっきりさせ、それを一つずつ確実に実現させていきます。特に組織の活動が環境へ与える影響や組織が順守すべき法規制などを調査し、活動課題の設定や法令順守を確実にするための仕組みを作ります。



第 4 クラスⅢ活動ガイド

I. 計画



1. 活動方針(自由様式)の決定

経営者は、CES活動への取り組みを始めるにあたり活動方針を決定します。活動方針は、事業内容に沿って環境に対する考え方や活動の方向性を決め、従業員の意識啓発や事務所における環境保全活動についても考慮に入れて設定します。

【記載方法】…6ページに示す記載例を参照してください。

＜基本理念＞

- (1)環境問題に関する基本的な考え方を基本理念として明確にします。
- (2)事業所の環境へ取り組む基本姿勢を示します。
 - ・環境負荷低減の活動
 - ・環境保全推進の活動
- (3)CESをツールとしてシステムを構築することを示します。

＜基本方針＞

事業所が取り組むCES活動の具体的な内容を明確にします。

- ・環境負荷低減の活動
- ・環境保全推進の活動
- ・省資源、省エネルギーの活動
- ・循環型社会を推進する活動
- ・製品、サービスに対する環境配慮
- ・地域社会とかかわる活動
- ・環境法令及びその他の合意事項の順守
- ・活動結果の公表の約束など

CES活動方針

1. 基本理念

今日、私たちのライフスタイルは、便利で快適なサービスに支えられています。このため、多くの資源やエネルギーを使っており、身近な環境問題をはじめ温暖化が地球規模で進行しています。

私たちは、限りある資源を次世代に残し、地球環境を良好な状態で継承することの大切さを認識する必要があります。

当社は、千代田エコシステム(CES)を導入して、資源やエネルギーを大切に使うとともに自然環境を豊かに保つ活動を推進します。

2. 基本方針

- (1)省資源、省エネルギー、廃棄物の減量に取り組みます。
- (2)販売する製品は、リサイクル容易性など環境に配慮したものとします。
- (3)屋上緑化などの環境保全の活動を推進します。
- (4)関係する法的要求事項及びその他の合意事項を順守します。
- (5)地域活動への積極的参加を通じて環境活動の輪を広げます。

平成20年4月1日

九段株式会社

社長 千代田 太郎

2. CES活動 現状確認表(様式3-1)の作成

活動方針をもとに、いつ、何を行うかについて具体的な計画を立てます。
効果的な計画を立てる準備として、まず現状を把握します。

【記載方法】…9～10ページに示す記載例を参照してください。

<1. 会社概要>

(1)所在地

- ・事業所の所在地を記入します。

(2)事業内容

- ・様式に記載されている5区分から選択します。

(3)環境に影響を及ぼす主要な設備や機器

- ・事業活動にかかわる機器類を記入します。
 - ◆OA機器 ◆建物機器 ◆空調用機器 ◆車両 ◆生産用機器など
- ・容量及び台数を記載します。
- ・設備等の仕様(特徴)を記載します。
- ・それぞれの機器の環境負荷の種類を記載します。 電気使用、ガス使用等です。
- ・不明の場合は省略しても構いません。

<2. CES体制>

役職および氏名並びにCES活動での役割を記載します。

<3. その他の基礎的事項>

前々年度及び前年度の量を調べて、CES活動計画の基礎資料として使用します。
不明の場合は省略しても構いません。

(1)エネルギーや資源の状況

- ・次の項目について記載するようにします。
 - ◆電気使用量 ◆ガス使用量
 - ◆水道使用量 ◆ガソリン使用量 ◆コピー用紙使用量など

(2)廃棄物排出及び不用品回収の状況

- ・どのくらいの廃棄物を排出したか、またはどのくらいの処理費用がかかったのかを調べます。
 - 産業廃棄物と一般廃棄物に区分します。
 - 地域によって廃棄物の処理や回収方法が異なるので実態に応じて分類します。
- ・不用品の資源としての回収量を記載します。
- ・回収量は、不燃物回収量、可燃物回収量及び紙類回収量に区分します。

(3)エネルギー使用量等の評価方法

- ・エネルギー使用量等はどのような方法で評価するかを記載します。
- ・調べた結果を分析し、CES活動の改善検討やコスト削減の参考にします。

<4. 順守する環境法令及び関係者との取決め事項>

事業活動でどのような環境法令関係が関連しているか、どのような届出が必要なのかを確認します。
関係する法令を調査確認して、法令順守を確実に実行します。

- ・関係する法令名を記載します。
 - 法令だけでなく協定や地域との約束事なども記載します。
 - 該当する環境法令等がない場合は、「該当なし」と記入します。
- ・順守すべき内容を記載します。

<5. 有資格業務>

劇薬の取扱いなどのように、特別な資格を持つ人が担当すべき業務があるかどうか確認します。関係する資格業務を調査確認して、有資格業務を確実に実行します。

- ・資格がないと携われない業務を調査して、担当者名や経験等を記載します。
- ・資格取得後に必要な研修等の要件があれば記載します。

該当資格業務がない場合は、「該当なし」と記入します。

<6. CES活動に関する情報(地域活動、環境配慮情報、苦情等)>

事業活動において、環境に良い影響を与える取り組み、逆に環境に悪い影響を与えること、または、これまでに受けた苦情について整理します。

- ・環境活動に関するその他の情報を記載します。

・地域活動 ・環境配慮 ・苦情処理など

該当する情報がない場合は、「該当なし」と記入します。

<7. 想定される緊急事態>

地震や事業活動における事故などにより「環境に悪い影響」を及ぼす恐れがあると想定される緊急事態を整理します。

- ・緊急事態として起こりうる状況を記載します。
- ・緊急事態に備えて行うべき事項を記載します。

<8. その他(自由記載)>

CES活動に期待することや疑問点等があれば記入します。

- ・例えば、クラスⅢガイドに示されていない帳票を使用するなどの場合はその旨を記載します。

【記載例】

様式3-1

CES活動 現状確認表

作成年月日： 平成21年4月1日

注) 年度初頭の状況を記載する

事業所名：九段株式会社

1. 会社概要

項目		内容				
(1)	所在地	〒102-**** 東京都千代田区***1-2-3				
(2)	事業内容	① 卸売、小売、飲食、サービス業 2 物流業 3 製造業 4 建設業 5 その他()				
(3)	環境に影響を及ぼす 主要な設備や機器	種類	容量	台数	仕様(特徴)	環境負荷の種類
		照明灯	20W	100灯	天井埋込型	電気の使用
		パソコン	50W	5台	デスクトップ型	電気の使用
		複写機	500W	2台	FAX兼用、カラー	電気の使用
		エレベーター				電気の使用
		エスカレーター				電気の使用
		ボイラー	1t	2基	貫流型	都市ガスの使用
		空調機	300W	8台	床置き型	電気の使用
		電気給湯器	500W	1台		電気の使用
		乗用車	1,500CC	3台	電気自動車	電気の使用
小型トラック	2t	1台		CNGの使用		

2. CES体制

	役職	氏名	CES活動での役割
経営者	社長	千代田太郎	CES活動を統括する
CES推進責任者	環境推進部長	神保花子	CES活動を責任をもって推進する
CES推進担当者	環境保全係	山田次郎	CES活動の事務局として担当する

3. その他の基礎的事項

(1) エネルギーや資源の状況

種類	単位	平成19年度	平成20年度	差異		差異の説明
				増減量	増減率	
電気使用量	kWh	90,000	86,800	-3,200	-3.6%	不要照明の消灯
都市ガス使用量	m3	4,500	4,400	-100	-2.2%	タイマ設定見直し
水道使用量	m3	6,000	5,500	-500	-8.3%	トイレ洗浄水の節水
ガソリン使用量	ℓ	5,000	3,500	-1,500	-30.0%	徒歩、相乗りへ転換
コピー用紙使用量	枚	10,000	9,000	-1,000	-10.0%	裏紙使用の励行

(2) 廃棄物排出及び不用品回収の状況

種類	単位	平成19年度	平成20年度	差異		差異の説明
				増減量	増減率	
産業廃棄物排出量	kg	0	0			排出なし
一般廃棄物排出量						
・不燃物排出量	kg	1,200	1,000	-200	-16.7%	マイボトル持参による減
・可燃物排出量	kg	800	750	-50	-6.3%	リサイクル回収による減
・紙類排出量	kg	500	400	-100	-20.0%	コピー紙量削減による減
不用品回収量						
・不燃物回収量	kg	2,400	3,000	600	25.0%	分別回収徹底による増
・可燃物回収量	kg	1,500	1,600	100	6.7%	分別回収徹底による増
・紙類回収量	kg	1,800	2,000	200	11.1%	紙使用量削減による減

(3) エネルギー使用量等の評価方法

エネルギー使用量等は、毎月の実績を前年同月と比較して評価します。
また、当該月までの累積値による評価も行います。

4. 順守する環境法令及び関係者との取決め事項

法令等の名称	順守する内容
廃棄物処理法	①適正処理 ②合法的業者と契約 ③マニフェスト発行および回収確認
毒物及び劇物取締法	①登録、表示及び管理徹底 ②取扱責任者の設置と届出
特定家庭用機器、再商品化法(家電リサイクル法)	エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶式テレビ、プラズマ式テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機のリサイクル料金を負担し適正処理を行う。

5. 有資格業務

有資格業務名	資格者氏名	資格取得後に必要な研修等	実績
薬品の取扱い	山田太郎	特になし	経験10年
PCB機器保管管理	山田太郎	特になし	経験10年

6. CES活動に関する情報(地域活動、環境配慮、苦情等)

(1) 地域活動

・地域活動を通じて環境配慮の輪を広げるべく活動を推進する。

(2) 事業活動に対する環境配慮

・リサイクルしやすい製品を調達することとし、積極的に顧客へのPRを行う。
 ・有害物質を含まない材料を使用した製品を調達する。

(3) 苦情処理

・苦情に関する情報は、直ちに上司に報告し、指示を受けて最優先で対応する。

7. 想定される緊急事態

想定される緊急事態の状況	想定される緊急事態に備えた措置
毒物・劇物の漏洩	手順書を作成し年1回の想定訓練を行う。

8. その他(自由記載)

(1) 帳票類について

・帳票様式3-5において、外部からの苦情情報は、当社が従来から使用している様式を使用する。

以上

3. GES活動 事業活動調査表(様式3-2)の作成

ここでは、事業所の活動と環境とのかかわりについて、事業活動調査表を使って調べます。

【記載方法】…13ページに示す記載例を参照してください。

<業務の種類>

・事業所が行っている業務を種類別に記入します。

◆事務 ◆営業 ◆印刷 ◆商品配送 ◆環境保全など

<業務の内訳>

・業務の内訳をそれぞれ1行毎に記入します。

・キーワードで簡潔に表現するようにしましょう。

・環境保全の活動も忘れずに列挙するようにしましょう。

◆環境教育・訓練 ◆屋上緑化 ◆壁面緑化 ◆地域環境活動への参加など

<環境影響の区分>

・業務遂行に伴う活動は、環境負荷活動であるか、環境保全活動であるかを判断します。

・環境負荷活動とは…環境に悪い影響を与える場合が該当します。

・環境保全活動とは…環境に良い影響を与える場合が該当します。

・環境負荷活動については、活動が行われる場所が「事業所内」か「事業所外」かを区別してください。

・千代田区内では事業所内における環境負荷は次に掲げるものと考えられます。

◆電気使用(照明、パソコン、プリンター、コピー機、冷暖房機器、エレベーター等)

◆水使用 ◆コピー用紙使用 ◆一般廃棄物排出(紙ごみ等)

<環境法規制>

・それぞれの業務に係る環境法規制がある場合は法律名(略称でよい)を記載します。

資料1 環境法令等一覧表(30ページ)を参照してください。

<環境影響の重要度>

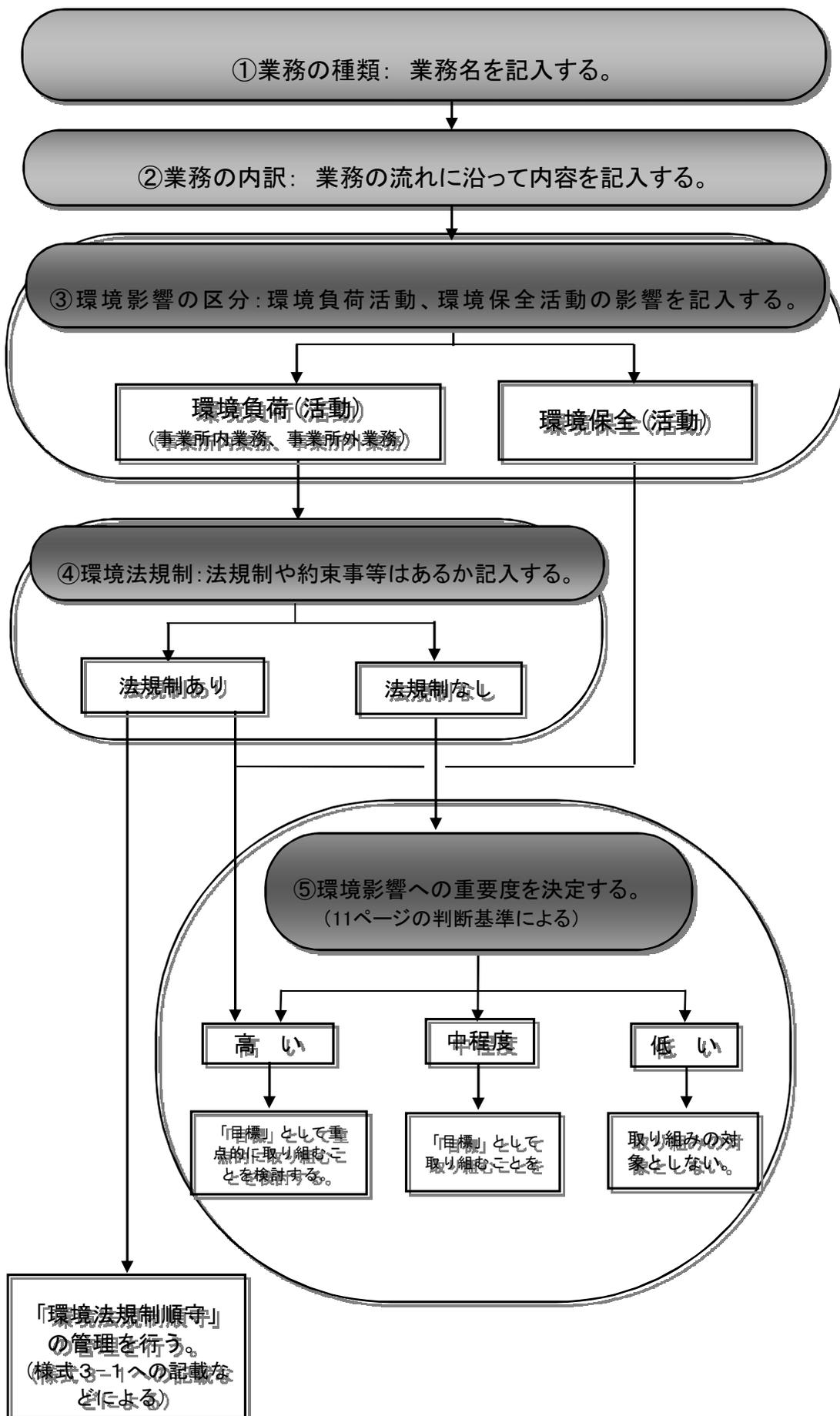
・環境へ与える影響の大きさを、下表の基準により判断します。

環境影響の重要度	影響度の判断基準	CES活動への反映
高い	環境への負荷が大きい、または環境に対して有益である場合。 環境保全または環境法規制等に該当する場合も「高い」になります。	重点的に「目標」として取り上げることを検討します。
中程度	環境への負荷は、大きくないが小さいとも言えない場合。	「目標」として取り上げることを検討します。
低い	環境への負荷は小さい場合。	今回は取組む項目としない。

<目標として取組むテーマの選定>

総合的に判断して「目標」として取り組むべきテーマを選定します。

CES活動 事業活動調査表(様式3-2)記入の流れ



【記載例】

様式3-2

CES活動 事業活動調査表

作成日:平成21年3月25日

作成者: 山田次郎

業務の種類 (環境保全を含む)	業務の内訳	環境影響の区分		環境法規制			環境影響の重要度		目標として取組む テーマの選定										
		環境負荷 (注) 事業所内	事業所外	環境保全		有り	無し	高い		中程度	低い								
				環境負荷															
1 事務業務	事務所内で行う事務	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎	電気使用量削減 紙類使用量削減 紙類回収率向上
2 営業業務	社有車で顧客訪問		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		ガソリン使用量削減
3 商品配送業務	①商品搬入	◎						◎											
4 "	②商品仕分け	◎						◎											
5 "	③宛名ラベル貼り	◎						◎											
6 "	④商品積み込み	◎						◎											
7 "	⑤商品発送		◎																
8 環境保全	①屋上緑化																		
9 "	②環境教育																		
10 "	③地域活動への参加																		

(注)環境負荷が、(1)電気使用、(2)水使用、(3)コピー紙使用、(4)一般廃棄物排出のいずれか、または、全ての場合は◎印で表現する。
それ以外は具体的な環境負荷の名称を記載する(この記載例では「ラベル用紙」をいう)。

4. CES活動 計画表/実績表(様式3-3)の作成

活動方針及び活動調査の結果から、いつ、何を行うかについて具体的な計画を立てます。

活動調査表で重要度が「高い」又は「中程度」と判断されたものでも、経営者や推進責任者が財政上や業務上の問題、技術的困難さを考慮して活動が難しい項目は、次年度以降の検討課題とすることができます。

【記載方法】…15ページに示す記載例を参照してください。

＜目標事項及び目標値＞

当該年度の「目標」を記入します。

- ・CES活動 事業活動調査表(様式3-2)(13ページ)の「目標として取り組むテーマの選定」から目標を決定します。
- ・目標は、客観的に評価を行うため、実現したい具体的な数値で表すようにします。
 - ▶ ごみを削減する。 ⇒ ごみを前年度比20%削減する
 - ▶ 配慮型製品の販売品目を増やす。⇒ 環境配慮型製品の比率を95%にする
- ・累積値が算出できる目標値は、累積値も管理するようにします。
- ・環境教育や訓練も「目標」に取り込んで計画的に行います。
- ・活動チェックシート(様式3-4)(17ページ)による調査結果も「目標」に取り込みます。

目標を数値で示すことにより客観的に評価することができます。次表に数値目標の例を示します。

	種 類	数値目標の例
1	資源の使用	紙や水等の資源使用量、リサイクル材等の使用量
2	エネルギーの使用	電気・ガス・ガソリン等の使用量、自然エネルギーの使用量
3	製品	環境配慮型製品の数、危険表示の数
4	サービス	利用者の数、啓蒙啓発の件数、提供の時期、質の向上率、快適度
5	廃棄物	紙ごみ量、生ごみ量、不燃物量、廃棄物排出量
6	無駄削減	会議回数、会議時間、業務時間
7	資源リサイクル	紙リサイクル量、分別量、簡易包装数
8	土壌汚染	汚染している土壌の改善量
9	排水	排水の濃度、排水量、排水の汚染量、汚染量の削減率
10	大気放出物	騒音・振動・悪臭のレベル
11	排出炭酸ガス量	排出炭酸ガス量
12	地域環境の保全	緑化面積、清掃回数、実施施策数、地域活動への参加回数、ごみ持ち帰り量、環境啓発回数、環境活動への参加人数
13	環境教育・訓練	実施回数、実施月

＜達成方法/担当者＞

目標を達成するための具体的な達成方法を記載します。

- ・目標を達成するために、いつ、何をするかを記入します。
- ・達成するためのスケジュールを記入します。
- ・目標の達成に責任を持つ担当者の名前を記入します。

＜月次実績、チェック結果＞

各月の目標(昨年度実績、目標値)は、計画当初において記載します。

- ・実績値は、実績が把握できた時点で、できるだけ速やかに記載します。

チェックは、目標に対する実績をどのように評価するかによって区分します。

- ・数値の場合は、増減差、増減率などによって○×で評価します。
- ・数値でない場合は、例えば、計画された月に対して実施は計画どおりかを判断して○×で評価します。

早期に×を発見することが肝心であると認識して評価します。

- ・毎月毎月○である場合は、目標値の見直しを検討することも必要です。

【記載例】

CES活動 計画表/実績表

様式3-3

作成日:平成20年4月1日 作成者:神保花子

目標事項及び目標値	達成方法/担当者	月次実績 チェック結果	スケジュール											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 電気使用量の削減 ・電気の使用量を昨年度比、累積値で3%以上削減することを目標とする。	①使用機器の現状を調査する(4月) ②重点対応機器を絞り込む(5月) ③省エネ対策の具体案を立案する(6~7月) ④具体策実施を準備し計画書を作成する(8月) ⑤省エネ対策を実施する(9月~) ⑥省エネ状況を点検し効果を確認する(10月~) ⑦電気使用量kWh(月間量、累積量)を把握する(神保)	7,900 7,900 7,900 7,900 0.0%	7,700 15,600 7,800 15,700 0.6%	7,500 23,100 7,200 22,900 -0.9%	7,400 30,500 7,000 29,900 -2.0%	7,600 38,100 7,600 37,500 -1.6%	7,500 45,600 7,200 44,700 -2.0%	7,000 52,600 6,600 51,300 -2.5%	7,100 59,700 6,600 57,900 -3.0%	6,800 66,500 6,655 64,555 -2.92%	6,900 73,400 6,715 71,270 -2.90%	6,900 80,300 6,900 86,800 6,500	6,500 86,800	
2 電気使用量の削減 ・9月末までに設備改善工事を終了させるための工事管理を徹底する。	①使用機器の現状を調査する(4月) ②重点対応機器を絞り込む(5月) ③省エネ対策の具体案を立案する(6~7月) ④具体策実施を準備し計画書を作成する(8月) ⑤省エネ対策を実施する(9月~) ⑥省エネ状況を点検し効果を確認する(10月~)(神保)	現状調査完了	対策機器絞り込み完了	具体案の立案	具体案の立案	計画書作成完了	省エネ対策実施	効果確認	効果確認	効果確認	効果確認	効果確認	効果確認	
3 CES活動 実行子エックシートによる行動の評価 ・事業所の総合平均値が1.5以上を目標とする。	①様式3-4「CES活動 実行子エックシート」を用いて毎月末に調査をする ②事業所の総合平均値を実績欄に記載して評価する(神保)	1.5 1.70 0.2	1.5 1.70 0.2	1.5 1.80 0.3	1.5 1.20 -0.3	1.5 1.50 0.0	1.5 1.60 0.1	1.5 1.40 -0.1	1.5 1.60 0.1	1.5 1.40 -0.1	1.5 1.51 0.0	1.5 1.5 0.0	1.5 1.5	
4 環境教育の実施 ・年間4回以上実施する。	①新入環境教育を実施する(4月) ②一般環境教育を実施する(6月) ③管理職環境教育を実施する(10月) ④資格業務研修を実施する(12月) ⑤その他、不定期に実施した場合は記録する。(神保)	新人教育 4/25実施 20名参加	新人教育	一般教育	7/1実施 80名参加			管理職教育 10/24実施 12名参加			有資格業務研修 12/4実施 3名参加			
<上半期のまとめ> (記入者:千代田)		<年度のまとめ> (記入者:)												
(1)電気使用量の削減は4月~10月まで×となった。設備改善にあたり4月~8月まで機器使用状況を調査し、対策計画を立案した。予定より1ヶ月遅れたが、10月改善工事を完了したことにより、10月後半から削減効果が現れてきた。下半期も引き続き削減効果を確認していく。														
(2)各自の環境配慮行動に関するチェックでは、毎月の目標値1.5に対して、上半期は1回の未達成があり、引き続き、各自の意識向上により省エネを進めていきたい。特に、紙使用量は、自己評価での採点が低いので再徹底して取組んでいきたい。														
(3)一般環境教育は、新エネルギーに関する知識取得をテーマとして実施し、アンケート調査の結果から、無駄な照明を消灯するなど節電への認識が一層高まったといえる。														

5. CES活動 実行チェックシート(様式3-4)の作成

目標の実現に向けて、各自が実行した活動を自己評価して実行チェックシートに記入します。

【記載方法】…17ページに示す記載例を参照してください。

<重点項目>

- ・事業所として重点的に取組む項目を決定します。

<実行の内容>

- ・事業所で各自が取組む行動の内容を記入します。
- ・資料2「CES活動における行動の具体例」(32ページ)を示します。参考にしてください。

<氏名>

- ・事業所におけるCES活動参加者の名前を記載します。

<評価点>

- ・実行結果の評価では、取り組んだ結果を各自が0～2点の点数で記入します。

実行できた場合 …………… 2点

ときどき実行できた場合…………… 1点

実行できなかった場合 …………… 0点

該当しない場合 …………… -

- ・評価点を、0～5の6段階に細分化して評価することもできます。

<合計、該当者数、平均値>

- ・自己評価結果の点数の合計、該当者数及び平均点をそれぞれの欄に記入します。
 - ▶ 全項目について、合計値、該当者数、項目ごとの平均値を記載します。
 - ▶ 重点項目ごとに平均値を記載します。

<その他>

- ・CES活動 計画表/実績表(様式3-3)(15ページ)で活動結果を評価するようにします。
 - ▶ 総合平均値で評価する方法
 - ▶ 重点項目ごとに評価する方法

【記載例】

様式3-4

CES活動 実行チェックシート

平成21年4月

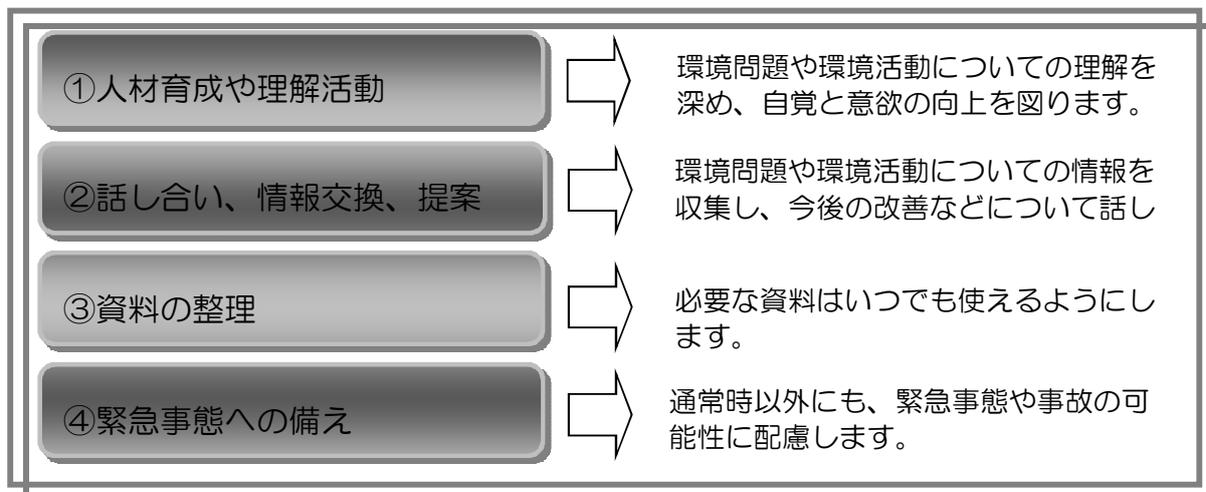
1. 評価は、「実行できた:2 ときどき実行できた:1 実行できなかった:0」とする。
2. 該当しない項目は「-」を記入する。
3. 各月の平均値を様式3-3「CES活動 計画表/実績表」を用いて評価する。

重点項目	実行の内容	氏名/評価点								合計値	該当者数	平均値	
		神保太	千代田	九段	神保次								
省エネルギー	1	パソコン、OA機器等は長時間使用しない時は、電源を切っている。	1	2	2	1					6	4	1.5
	2	使用しない機器は、コンセントを抜いている。	2	2	2	2					8	4	2.0
	3	コピー機やプリンターは、不使用時は節約モードに切替えている。	2	1	1	2					6	4	1.5
	4	各階への移動は階段を使うようにしている。	2	1	2	1					6	4	1.5
	5	残業時には照明は最小限にしている。	2	2	1	2					7	4	1.8
	6	会議室、給湯室、更衣室は、使用後に消灯している。	2	1	2	2					7	4	1.8
												1.7	
ガス	1	湯沸し器の口火は小まめに消している。	2	2	2	2					8	4	2.0
	2	必要なだけの量のお湯を沸かしている。	2	2	2	2					8	4	2.0
												2.0	
水	1	水道は小まめに水栓を閉めている。	2	1	2	1					6	4	1.5
	2	トイレでは何回も水を流さないようにしてる。	1	2	1	0					4	4	1.0
												1.3	
省資源	1	会議資料の削減に努めている。	2	2	2	2					8	4	2.0
	2	裏面利用に心がけている。	2	2	2	2					8	4	2.0
	3	両面コピーを心がけている。	2	2	2	2					8	4	2.0
	4	書類は配布せず回覧するようにしている。	2	2	2	2					8	4	2.0
	5	文書の電子データ化に努めている。	2	2	2	2					8	4	2.0
												2.0	
ごみ等	1	ごみの分別基準を守っている。	2	1	2	1					6	4	1.5
	2	ごみになるような物を持ち込まないようにしている。	1	1	1	1					4	4	1.0
	3	事務用品の共用利用に努めている。	2	2	2	2					8	4	2.0
												1.5	
関心事	1	公共空地で目についたごみを拾うようにしている。	1	1	1	1					4	4	1.0
	2	買物時にマイバックを利用するようにしている。	1	1	1	1					4	4	1.0
	3	クールビズ、ウォームビズを実行している。	2	2	2	2					8	4	2.0
												1.3	
総合(平均値)			1.8	1.6	1.7	1.6					6.7	4	1.7
コメント	①ごみの持ち込み自粛が定着していない。 ②公共空地でのゴミ拾いが定着していない。 ③マイバッグ利用が定着していない。 職場情報交換会での話し合いのテーマとしたい。(九段)												

II. 活動

策定した活動計画をもとに活動を実施します。

人材育成、情報交換、提案募集ほか、資料管理や緊急事態に備えた活動も行います。



1. 人材育成（CES活動 計画表/実績表(様式3-3) (15ページ)に記載します)

環境意識を高め、家庭や地域でも環境への取り組みを行うために、全ての従業員に対して、環境問題の現状やCES活動の意味と必要性を理解するための教育が必要です。

人材育成は、全ての従業員に対する一般教育だけではなく、それぞれの業務や役割に応じた教育を実施することが重要になります。

人材育成一覧表

区分	対象者	教育担当者	教育内容	頻度
新人教育	新人社員	推進担当者	①環境問題の現状 ②自分の業務と環境との関係 ③活動を継続し改善することの重要性	配属時
一般教育	社員	推進担当者	①緊急時対応訓練 ②環境問題の新情報(制度、新技術等)	随時
有資格 業務研修	資格 保有者	推進責任者が 指名する者	①法改正内容の徹底 ②現場確認と手順書の見直し	年1回以上

2. 話し合いや情報交換(CES活動 情報記録書(様式3-5) (19ページ)に記載します)

事業所内でCES活動を促進するため、話し合いや情報交換を行い、従業員からの提案を取り入れます。

事業所での話し合いや情報交換をどのように行っていくかあらかじめ方法を決めて実施します。

(1)事業所内の情報交換、環境教育等の扱い

- ・職場からの環境活動に関する提案を取り入れます。環境教育やイベントなどを実施します。
- ・重要なものはCES活動 情報記録書(様式3-5)に記録します。

(2)事業所外からの情報の扱い

- ・事業所外から意見や苦情等を受けた場合、重要なものは情報記録(様式3-5) (19ページ)に記録します。

【記載方法】…19ページに示す記載例を参照してください。

<月日および内容>

事業所内又は事業所外からの情報としての意見や苦情等があった場合は、日時および内容を記入します。情報交換会、イベント参加や環境教育などの環境行事は記録として残します。

<対応>

対応した内容のほか対応日や対応者の名前を記入します。

CES活動 情報記録書

平成20年12月～平成21年2月

	月/日	内 容 <small>事業所内情報は○印、事業所外情報は△印、イベントは無印</small>	対 応 <small>対応者が末尾にサインする</small>
1	12/1	○当所の暖房は、給湯式なので、ボイラーを早めに止めても余熱で暖房効果があるのではないか。 (提案者:千代田)(扱者:山田次郎)	今後は、30分繰り上げて16時30分にボイラーを停止することとした。 (12/5 保全係 山田次郎)
2	12/24	○大型冷蔵庫1台を購入したので、旧品が不要となった。 (扱者:神保)	不用品回収会社(A社)に料金9,450円で回収してもらった。 (扱者:神保)
3	1/10	○使用済み封筒の再利用の提案があった。 (提案者:神保)(扱者:山田次郎)	使用済みの封筒を社内連絡や資料整理等に利用するように、朝の連絡会で周知した。 (1/11 山田次郎)
4	1/16	△東側隣家から破棄するダンボールが、風で周辺に飛散していて困るとの苦情があった。 (扱者:神保)	飛散しないように保管場所を定め、リサイクルに出すまで管理をしっかりと行うこととした。隣家には1/20に報告した。 (1/18実施 山田次郎) (2/1効果確認 千代田)
5	1/31	キッズエコイベントを実施した。	・実施場所:内堀小学校校庭 ・内容:不用品を活用したおもちゃ作り ・参加人数:大人25人 子供:55人 (担当者:山田太郎)
6	2/10	環境月間の社内行事として、環境学習会を開催した。	・実施場所:研修室 ・内容:身近にできるエコ活動 ・講師:NPO法人「身近なECO会」2名 ・参加人数:大人30人 (担当者:山田太郎)
7			
8			
9			
10			

3. CES資料の整理

CES活動にともない発生した資料は、最新版をいつでも取り出せるように整理します。
最新資料はファイリング等により明確にし、CES活動が円滑に推進されるようにします。

4. 緊急事態予防とCES活動 緊急事態報告書(様式3-6)の作成

(1)緊急事態の予防

事故や自然災害等により、環境に影響を与えるような緊急事態が起こることを想定して対応策を決定して、緊急対応手順書を作成しておきます。

緊急対応手順書などに基づいて、定期的に緊急対応訓練を実施することも必要です。

(2)CES活動 緊急事態報告書の作成

緊急事態が起こってしまった場合は、CES活動 緊急事態報告書(様式3-6)(21ページ)に、その内容・原因・対処状況を記入します。

報告書はCES推進責任者から経営者に報告して指示を仰ぎます。

【記載方法】…21ページに示す記載例を参照してください。

<概要>

- ・原因を特定する観点から事象の内容を記載します。

<原因>

- ・一次原因が引金になって二次原因を引き起こすことが多いので区分けして記載します。
- ・再発防止対策に結び付くように、内容を検討して要領よく記載します。

<応急措置と再発防止策>

- ・応急措置とは、現に原因となっている事象を取り敢えず解消する措置をいいます。
- ・再発防止策とは、同じ事象が再発しないような恒久対策をいいます。

<手順書の検討>

- ・手順書の要否を判断し、新規に作成することを検討します。
- ・手順書が作成してある場合は、見直しの必要性を検討します。

<課題等>

- ・今後に残された課題を記載します。
- ・手順書に従い対応訓練を実施して、CES活動 情報記録書(様式3-5)(19ページ)に記録します。

【記載例】

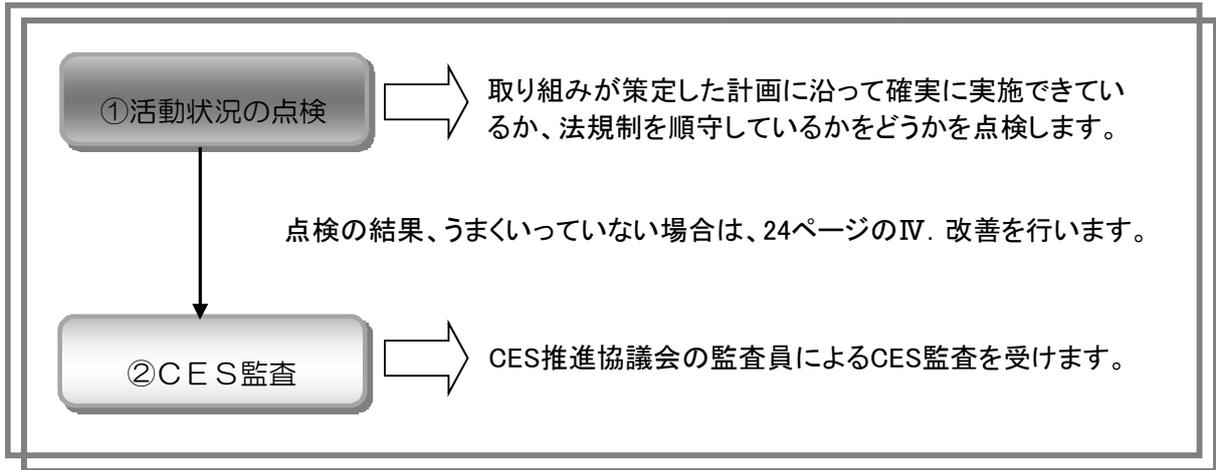
様式3-6

CES活動 緊急事態報告書

作成日:平成21年4月24日(金) 作成者:神保太郎

概要	1. 発生日時 平成21年4月23日(木) 16時25分頃
	2. 緊急事態の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 薬品又は危険物等の漏洩 <input type="checkbox"/> 異常排水の流出 <input type="checkbox"/> その他()
	3. 被害状況 (環境へどのような影響を与えたか明確にすること)
	①地震により硫酸が入った薬品瓶が入ったスチール棚が倒れ、瓶が割れて硫酸が漏洩した。
	②瓶には約50mlの硫酸が入っていた
原因	1. 一次原因 地震が発生したこと
	2. 二次原因
	①薬品棚に転倒防止がされていなかったこと
	②瓶の固定が不十分であったこと
応急措置と再発防止	(1)応急措置
	①ゴム手袋、ゴーグル及びゴム製前掛けを着用して、ウエスで拭き取った
	②ウエスはバケツ内で重曹で中和してから破棄した
	(2)再発防止
	①薬品棚の転倒防止策 ・地震時に転倒しないように転倒防止材を設置する
	②瓶の固定策 ・薬品瓶を収納する容器を設置する ・容器は薬品の種類ごとに設置する
	上記の対策を2月末までに実施する
手順書の検討	(1)手順書の有無 <input checked="" type="checkbox"/> あり…手順書名「毒物・劇物取扱手順書」 <input type="checkbox"/> なし
	(2)手順書の作成又は改訂の要否 <input checked="" type="checkbox"/> 改訂の要あり <input type="checkbox"/> 作成の要あり <input type="checkbox"/> 改訂も作成も要なし
	(3)手順書の作成又は改訂の説明 応急措置において、ゴム製前掛けが手元に無くて準備に時間を要したので、今後は防護用品として常備することとし、防護用品常備リストに登録する。
課題等	想定していなかった事態が発生した。 手順書を改定するとともに、緊急事態対応訓練を年1回以上行う。

Ⅲ. 点検



1. 活動状況の点検（CES活動 計画表/実績表（様式3-3）（15ページ）に記載します。）

(1) 1ヶ月ごとの取り組み状況の点検

事業所で使用したエネルギー及び水の使用状況や廃棄物排出量を1ヶ月ごとに点検します。

(2) 6ヶ月ごとの取り組み状況の点検

最初に設定した環境目標の達成状況を確認します。

目標を達成できなかった場合、原因を究明し、次年度の目標設定と活動の参考にします。

【記載方法】…15ページに示す記載例を参照してください。

2. CES推進協議会の監査員によるCES監査

CESの活動状況は、自己点検だけではなく、CES監査機関であるCES推進協議会のCES監査員によるCES監査を受けます。第三者の目で点検することで、活動をより充実させることを目的としています。

CES監査では、CES推進協議会の監査員が活動マニュアルに従って活動しているかどうかを点検するため、求めに応じて資料を提示して説明をします。

監査時にCESの活動結果が活動報告書として完成している場合は、監査時に提示して説明します。活動途中で活動報告書の作成が後日になる場合は、監査後にCES推進協議会に提出します。CES監査員は、必要に応じて、活動報告書の内容に関して指導助言を行います。

<CES監査時に必要な資料>

- | | | |
|---------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 1. CES活動方針
(記載例6ページ) | 4. CES活動 活動計画/実績表
(様式3-3) | 7. CES活動 緊急事態報告書
(様式3-6) |
| 2. CES活動 現状確認書
(様式3-1) | 5. CES活動 実行チェックシート
(様式3-4) | 8. CES活動 問題解決報告書
(様式3-7) |
| 3. CES活動 活動調査表 | 6. CES活動 情報記録書
(様式3-5) | 9. 「CES活動報告書」 |

監査の結果、CES活動が活動マニュアルに従って行われていると判定されれば、CES推進協議会から千代田区のCES認証委員会に認証推薦されます。

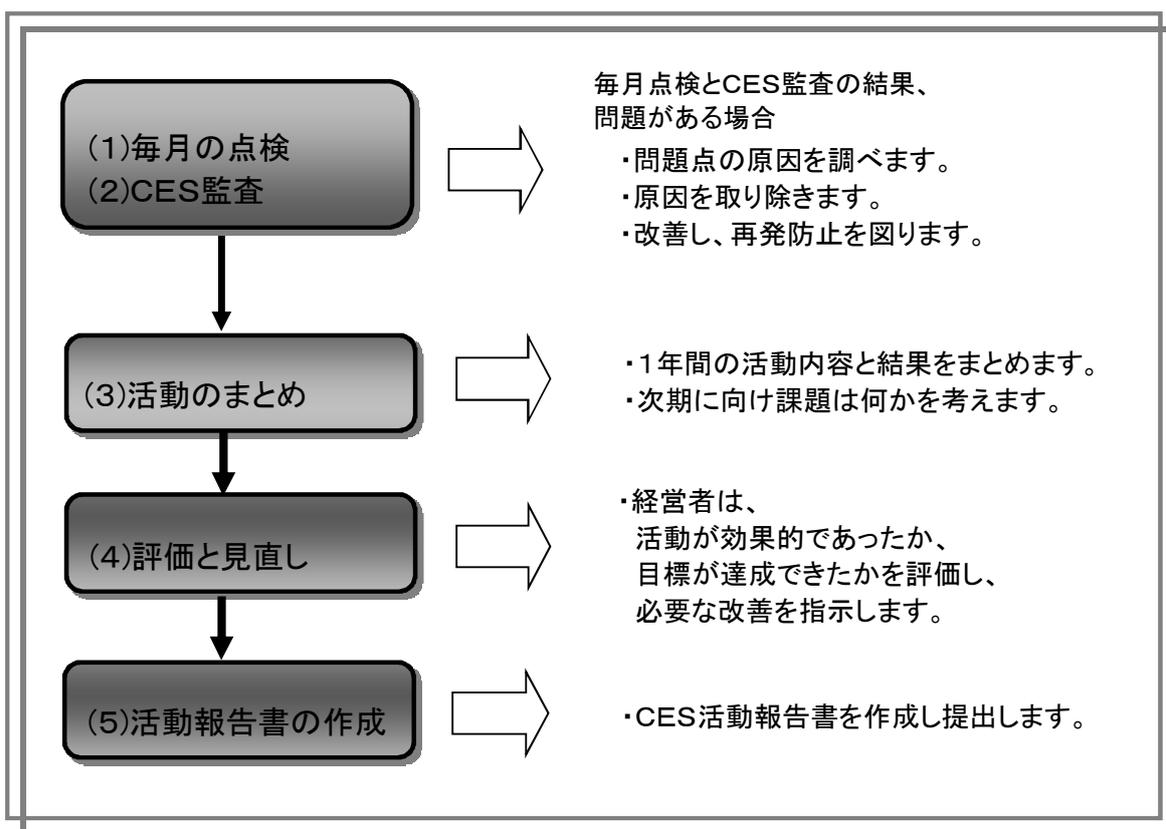
また、活動マニュアルとおり行われていないなどの「不適合」がある場合は、是正措置を講じた後に、是正措置報告書を提出して、不適合が改善されたと認められれば認証推薦されます。

CES監査員は、次の視点から監査を行います。

＜CES監査員による判定＞

- ① 活動マニュアルは、経営者の活動方針に沿っているか。
- ② CES活動は、活動マニュアルに従って行われているか。
- ③ CES活動における計画は、年度当初に策定されているか。
- ④ CES活動における点検は、毎月確実に行われているか。
- ⑤ CES活動における改善や提案、教育は継続的に行われているか。
- ⑥ 環境法規制等は、問題なく順守されているか。
- ⑦ 前回の監査での指摘事項は、是正され改善が図られているか。

IV. 改善



1. CES活動 問題解決報告書(様式3-7)の作成

CES活動の運用面で不具合が発見された場合、様式3-7「問題解決報告書」(25ページ)を作成します。運用面の不具合には、次のようなものがあります。

◆目標未達成(2ヶ月継続)

◆約束事の不履行

◆環境法令順守の逸脱

問題を改善するための検討を行い、報告書を作成して、CES責任者から経営者に報告して指示を仰ぎます。

【記載方法】…25ページに示す記載例を参照してください。

<運用上の問題点>

・客観的に考察して、問題が生じた原因を特定します。

<原因究明と分析結果>

・原因は、解決できるものと解決が難しいものがあるので、区分して考えます。

・分析は、原因が除去された後の効果を推測します。可能な限り数値で表現するようにします。

<対策(再発防止策)>

・対策は、実施する内容を具体的かつ簡潔に記入します。

・再発防止策とは、同様の不具合な事象が再度起こらないように行う恒久対策をいいます。

2. CES活動のまとめ

- ・CES推進責任者は、4月から翌年3月までのCES活動の結果をまとめます。
- ・CES活動のまとめは経営者に報告して、評価と見直しに役立てます。

- | | |
|--|---|
| ① CES活動 活動計画/実績表(様式3-3) <ul style="list-style-type: none">・目標それぞれの達成状況・資源、エネルギー等使用量の削減状況・環境教育の実施状況 | ⑤ 環境法令等 <ul style="list-style-type: none">・環境法令順守の状況・環境法令の改正の内容 |
| ② CES活動 情報記録書(様式3-5) <ul style="list-style-type: none">・外部からの苦情等への対応・社内情報交換、イベントへの参加・社員による改善提案 | ⑥ 外部監査 <ul style="list-style-type: none">・CES推進協議会による監査の結果・指摘事項の改善状況 |
| ③ CES活動 緊急事態報告書(様式3-6) <ul style="list-style-type: none">・環境に影響を与えた緊急事態 | ⑦ 環境に関する変化 <ul style="list-style-type: none">・周辺地域の変化・社会的な変化 |

3. 経営者による活動全体の評価と見直し

- ・経営者は、CES活動のまとめから、次期の取り組みのための見直しを行います。
- ・事業所で1年間CESに取り組んだ結果を確認して全体の評価を行います。
- ・CES活動の次期取り組みにあたり、見直すべき事項を明確にして指示します。

4. CES活動報告書の作成と提出

- ・CES推進責任者は、4月から翌3月までの1年間(又は3ヶ月以上)が経過したら、CESの活動を振り返り、活動結果と次年度の取り組みを「CES活動報告書」にまとめて、経営者の承認を受けま
- ・CES活動報告書は監査時に提示し、CES推進協議会に提出します。

【記載方法】…27ページに示す記載例を参照してください。

<1.活動方針>

- ・活動方針を添付します。

<2.目標に対する実績の評価>

- ・各目標に対して実績がどうであったか、評価・考察して内容を記載します。
- ・評価・考察を踏まえ、次年度へ反映する内容を記載します。PDCAの観点から重要です。
- ・CES活動 計画表/実績表(様式3-3)(15ページ)を添付します。

<3.環境負荷の状況>

- ・エネルギーや資源の使用量の2ヶ年実績と増減差を記載します。
- ・廃棄物排出量や資源回収量についても同様に記載します。

<4.教育・訓練>

<5.改善事例>

<6.環境法令順守>

<7.社会貢献>

<8.苦情>

<9.緊急事態発生状況>

<10.問題発生状況>

- ・1年間の活動結果を記載します。
- ・27ページの記載例を参考にして記載してください。

<11.次年度の活動に向けて>

- ・1年間の活動結果を踏まえて、次年度の計画にあたっての方向性を記載します。
- ・活動方針、目標、改善提案、教育・訓練、社会貢献、法令順守、苦情対応などがあります。

5. CES活動の認証書の授与

- ・事業所は、「CES活動報告書」をCES推進協議会に提出します。
- ・CES推進協議会は、第4章Ⅲ-2項のCES監査の結果において不適合事項が無ければ、この活動報告書を添付して、千代田区のCES認証委員会に認証推薦を行います。
- ・認証委員会は、認証に関する審査を行い適合と判定されれば事業所に「認証書」を授与します。
- ・事業所は、「認証書」を掲示して、自社がCES活動を推進していることが社会的に認知されるなどに役立てます。

【記載例】

平成20年度 CES活動報告書

作成年月日:平成21年4月10日(金)

事業所名:九段株式会社

1. 活動方針

平成20年度の活動方針は添付のとおりです。

2. 目標に対する実績の評価

平成20年度「CES活動 計画表/実績表」(様式3-3)は添付のとおりです。要点は次のとおりです。

目標	実績	評価・考察	次年度への反映事項
1 電気使用量の削減 ・昨年度比、累積値で3%以上削減する。	3.6%削減	設備改善による効果は計画値を上回る結果を得た。	・20年10月に省エネ改善工事が完了しているため、引き続き、効果確認を行う。 ・設備改善の効果として上期4%削減が見込める。
2 電気使用量の削減 ・設備改善工事の工程管理を徹底する。	工事完成は9月予定が遅れ10月となった。	手配ミスで仕様違いの製品が入荷して工事完了が半月遅れた。	
3 チェックシートによる行動調査の評価 ・事業所総合の平均値を1.5以上とする。	平均評価点 1.6	年間総合では目標値をクリアしたが、7月、8月と2ヶ月連続で×となったので、取組みを再徹底した。	・次年度は目標値を1.5以上→1.8以上に引き上げる。
4 環境教育の実施 ・年間4回以上実施する。	教育実施月: 4月、7月、10月、12月、2月	講師都合で6月に予定していた一般教育が7月に変更となった。 環境月間の行事として環境学習会を追加して2月に実施した。	・外部の講演会への参加を積極的に行う。 ・参加者が社員へ報告する勉強会を実施する。

3. 環境負荷の状況

(1) エネルギー、資源の使用状況

種類		実績		差異		説明
		平成19年度	平成20年度	増減量	増減率	
電気使用量	kWh	90,000	86,800	-3,200	-3.6%	省エネ設備対策実施
都市ガス使用量	m ³	4,500	4,400	-100	-2.2%	給湯器温水低目設定
水道使用量	m ³	6,000	5,500	-500	-8.3%	トイレ水量調整実施
ガソリン使用量	ℓ	5,000	3,500	-1,500	-30.0%	自転車の活用
コピー用紙使用量	枚	10,000	9,000	-1,000	-10.0%	資料の電子化

(2) 廃棄物の排出量

種類		実績		差異		説明
		平成19年度	平成20年度	増減量	増減率	
産業廃棄物排出量	kg	0	0			排出なし
一般廃棄物排出量						
・可燃物排出量	kg	800	750	-50	-6.3%	持ち込量の抑制
・不燃物排出量	kg	1,200	1,000	-200	-16.7%	マイボトルの励行
・紙類排出量	kg	200	150	-50	-25.0%	資料の電子化

(3) 不用品の回収量

種類		実績		差異		20年度 リサイクル率
		平成19年度	平成20年度	増減量	増減率	
・可燃物回収量	kg	45	60	15	33.3%	7%
・不燃物回収量	kg	1,800	2,000	200	11.1%	67%
・紙類回収量	kg	450	420	-30	-6.7%	74%

4. 環境教育・訓練に関する状況

(1)環境教育

新人環境教育(4月実施)、一般環境教育(7月実施)、管理職環境教育(10月実施)、資格業務研修(12月実施)のほか、環境月間の2月に環境学習会を開催した。

5. 改善事例に関する状況

①ボイラー停止時刻の繰り上げ(12/1提案、12/5実施)

- ・これまで17時に停止していたが、16時30分にボイラーを停止することとした。
- ・暖房効果に支障は無く、その他の問題も無かった。
- ・これに伴う燃料削減効果は、重油2 $\frac{1}{2}$ ℓ/日と推定する。

12月以降の運転日は65日であったので、20年度は130 $\frac{1}{2}$ ℓの削減効果を得た。

②使用済み封筒の再利用

- ・使用済みの封筒を社内連絡用や資料整理袋に再利用した。

6. 環境法令順守に関する状況

(1) 廃棄物処理法

- ・廃棄物業者と契約するほどの量の廃棄物は無かった。
- ・保管中のPCB機器に異常ないことを点検した。(3/3実施)

(2) 毒物及び劇物取締法

- ・在庫量を確認し台帳に記入した。(9/30、3/31実施)
- ・表示が古くなったので、新しい表示に取り替えた。(3/3実施)

(3) 家電リサイクル法

- ・大型冷蔵庫を購入したので、旧品は販売店に有料で引取ってもらった。(12/25実施)

7. 社会貢献に関する状況

(1) キッズイベントの開催(1/31実施)

- ・実施場所: めだか小学校校庭
- ・内容: 不用品活用のおもちゃ作り
- ・参加者数: 子供55人、大人25人

(2) 地域一斉清掃への参加(1回/月、参加延べ人数60名)

地域一斉の道路や公共空地の清掃を行った。

8. 苦情に関する状況

破棄するダンボールの近隣への飛散

- ・置場に囲いをして飛散しないようにした。(1/18実施)
- ・2/1に効果を確認した。その後問題なし。

9. 緊急事態発生に関する状況

地震により薬品瓶が入っているスチール棚が倒れ、硫酸が漏えいした。(4/23発生)

- ・再発防止…薬品棚の転倒防止を行い、棚に瓶を収納する容器を設置した。
- ・「手順書」の改訂を行い、対応訓練を年1回以上行うこととした。

10 問題発生に関する状況

電気使用量の累積値が、未達成が2カ月連続(12月、1月)して目標値を超えた。

- ・原因: 節電行動が不十分である。
- ・対策: ①残業時間帯での不使用箇所の消灯、②コピー機節電モードの励行、③不在室の消灯
- ・効果確認: 3月末では未達であったが、3月末で累積値は昨年実績を下回った。

11. 次年度の活動へ向けての見直し

(1)「活動方針」の見直し

社長による見直しを受けて、社員環境教育の充実を盛り込む。

(2)「目標」の見直し

①電力使用量の削減

- ・電気設備の省エネ改善工事を行ったので削減効果を引き続き検証する。

②CES活動チェックシートによる環境配慮行動の評価

- ・次年度の目標値は、「評価点1.5以上」→「評価点1.6以上」に引き上げる。

③環境学習を実施する。

- ・20年度と同様に、年間4回以上の環境教育を実施する。
- ・外部の講演会などへ積極的に参加し、所内の勉強会で社員に情報として提供する。
- ・1週間の環境関連の新聞記事をスクラップして次週に回覧する。

(3)改善提案の活発化

2月の環境月間行事で優良提案を表彰することとし、提案制度の活性化を図る。

(4)社会貢献への取り組み

①キッズイベントの開催

引き続き計画する。

②地域一斉清掃への参加(1回/月)

引き続き参加する。

③緑化事業への参画

NPO主体の緑化プロジェクトに参加して植林に協力する。

以上

資料1 環境法令等一覧表

資料2 CES活動における行動の具体例

資料1 環境法令等一覧表

環境法令等の名称		適用される対象												生活環境	建設工事		
		物質取扱				設備または施設					廃棄物						
		燃料 (重油)	危険物	薬品類	高圧ガス	建築物	排水口	ボイラー等	送風機・印刷機等	フロン等使用機器	産業廃棄物	エアコン等 (右表を参照)	パソコン			自動車	
1	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例															○	
2	千代田区地球温暖化対策条例															○	
3	大気汚染防止法						○										
4	水質汚濁防止法	○	○														
5	下水道法						○										
6	地球温暖化対策推進法	○															
7	省エネ法	○															
8	騒音規正法							○									
9	廃棄物処理法																
10	消防法	○	○			○											
11	高圧ガス保安法				○												
12	毒物及び劇物取締法			○													
13	特定家庭用機器、再商品化法(家電リサイクル法)										○						
14	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)														○		
15	資源の有効な利用の促進に関する法律											○					
16	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)																○
17	特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律								○								

(法律の概要)

	法令等の名称	法令の概要	主な順守事項
1	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例	千代田区における安全で快適な都市環境づくりを規定	・歩きタバコの禁止 ・公共の場所の清浄保持 ・ゴミの散乱防止
2	千代田区地球温暖化対策条例	千代田区における地球温暖化対策への取り組みについて、区、区民、事業者の責務を規定	・区、区民、事業者の責務 ・国及び東京都との協調 ・環境教育
3	大気汚染防止法	事業活動並びに建築物解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出を規定	・ばい煙発生施設設置届出 ・排出基準順守 ・測定、記録
4	水質汚濁防止法	公共水域への水の排出及び水の地下浸透を規定	・特定施設設置届出 ・排出基準順守 ・測定、記録
5	下水道法	公共用水域の水質安全について規定	・公共下水道使用の届出 ・排水の水質測定
6	地球温暖化対策推進法	地球温暖化対策に関する責務を規定	・排出抑制措置の努力 ・国、地方公共団体への協力
7	省エネ法	エネルギーの使用の合理化を進める措置を規定	・エネルギー使用合理化の努力 ・管理者選任の届出 ・定期報告
8	騒音規正法	事業活動並びに建築工事に伴う騒音発生を規定	・特定施設設置届出 ・基準順守
9	廃棄物処理法	廃棄物の処理について規定	・適正処理 ・合法的な収集運搬処理業者と契約 ・マニフェスト発行、回収確認 ・前年度排出量の届出
10	消防法	火災予防及び危険物の取扱いについて規定	・専用施設 ・基準の順守 ・設置認可、変更届出
11	高圧ガス保安法	高圧ガス施設、ボンベに関する規定	・施設設置許可、認可 ・基準順守 ・保安統括者選任と届出
12	毒物及び劇物取締法	毒物、劇物についての取締りを規定	・登録、表示、管理 ・取扱責任者の設置、届出
13	特定家庭用機器、再商品化法(家電リサイクル法)	使用済み家電製品のリサイクル促進のための方針と責務を規定 (エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶式テレビ、プラズマ式テ	・エアコン等ののリサイクル料金を負担し適正処理
14	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	使用済み自動車のリサイクルに関する責務を規定	・自動車のリサイクル料金を負担し適正処理
15	資源の有効な利用の促進に関する法律	資源の有効利用について責務を規定	・パソコンのリサイクル等
16	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)	建設資材のリサイクルに関する責務を規定	・建設廃棄物のリサイクル
17	特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の大気排出抑制について、方針、責務、措置等を規定	・費用を負担して回収業者に引渡し ・フロン回収業者からの引取証明書を保存

資料2 CES活動における行動の具体例

1. 電気使用量の削減

a. OA機器、その他電気製品

1	OA機器や設備を使用しない時は、スイッチをこまめに切ります。
2	OA機器や設備を長時間使用しない時は、主電源を切ります。
3	使用しない機器は、コンセントを抜きます。(待機電力消費の無駄を無くす)
4	パソコンは省エネモードへの切替時間を早めに設定します。
5	プリンターやコピー機は、不使用時には節電モードに切替えます。
6	OA機器や設備は、定期的に清掃や点検を行います。
7	機器類の供用を進めて使用台数を減らします。
8	機器類の購入時には、省エネ型機器を導入します。
9	機器類を破棄する時は、リサイクルに向けて回収します。

b. 空調(電気使用設備)

1	冷暖房は、設備の省エネを考慮した適正温度とします。(通常は、冷房時28℃、暖房時20℃設定)
2	夏はノーネクタイにするなどクールビズ、冬は暖かい服装でウォームビズを徹底します。
3	冷暖房の効果を高めるため、ブラインドやカーテン等を有効に利用します。
4	空気の吹出口を塞がないようにして、通風を良くします。
5	冷房季に窓開けや換気窓を利用して冷気を取り込み、空調機を停止します。
6	冷房時および暖房時は、外気を取り入れを停止します。
7	CO2濃度を監視して、必要最小限の外気取り入れ量とします。
8	空調用機器は、省エネ型を採用します。
9	設備や装置内の残熱を利用して、停止は早めに行います。

c. 照明

1	昼休みなどの休憩時は消灯します。
2	使用していない部屋やトイレ、廊下は消灯します。
3	会議室、給湯室、トイレ、更衣室は使用後は消灯します。
4	残業時や休日出勤時は、不要な個所の照明は消灯します。
5	過剰な照明は無いか点検し、設置灯数を減らします。
6	日頃使うことが無い照明は、コンセントや管球を抜いておきます。
7	高効率の蛍光灯、インバーター照明等を採用します。
8	ランプや灯具は清掃して汚れを落とします。
9	部分照明でよい個所は、スポット照明を採用します。

d. エレベーター

1	エレベーターの利用を控え、階段を利用します。
2	勤務時間外や夜間はエレベーターの運転台数を減らします。
3	土休日は運転台数を減らします。

2. 都市ガス使用量の削減

a. 空調(ガス使用設備)

1	冷暖房は、設備の省エネを考慮した適正温度とします。(通常は、冷房時28℃、暖房時20℃設定)
2	夏はノーネクタイにするなどクールビズ、冬は暖かい服装でウォームビズを徹底します。
3	冷暖房の効果を高めるため、ブラインドやカーテン等を有効に利用します。
4	空気の吹出口を塞がないようにして、通風を良くします。
5	冷房季に窓開けや換気窓を利用して冷気を取り込み、空調機を停止します。
6	冷房時および暖房時は、外気を取り入れを停止します。
7	CO2濃度を監視して、必要最小限の外気取り入れ量とします。
8	空調用機器は、省エネ型を採用します。
9	設備や装置内の残熱を利用して、停止は早めに行います。

b. ガス使用機器

1	湯沸器の口火はこまめに消します。
2	お湯が沸いたらすぐ消します。
3	お湯が沸くまでの時間を調査して、タイマーで時間を計って消火します。
4	お湯の温度を低めに設定して使います。
5	電気ポットを電子レンジで代用します。
6	お湯は必要な量を沸かします。
7	電気ポットは共用にして常時の使用台数を減らします。
8	湯沸器のお湯は、食器洗浄以外は使用しません。
9	冬季の寒い時以外は給湯器を停止とします。

3. 水使用量の削減

a. 手洗水、清掃水、飲水

1	水を無駄に流さないなど、日常的に節水します。
2	使用後は止水栓を確実に閉めます。
3	手洗用の水、洗車用の水は汲んで容器に入れて使います。
4	水を利用する製品は、節水型のものを購入します。

b. 水洗トイレ水

1	トイレでの二度流しはしません。
2	トイレの1回の使用水流を減少します。

4. 紙使用量の削減

a. 事務用紙

1	作成資料を減少します。(簡素化、サイズ縮小)
2	送信状の廃止など、事務の簡素化を図ります。
3	資料を印刷する時は、最小限の部数にします。
4	些細な誤字等は手書修正とし、再印刷しません。
5	電子メールなどを使い、 ペーパーレス 化をします。
6	書類などは、個人配布から職場回覧に変更します。
7	片面を使用した用紙は、裏面を再利用します。
8	試しに印刷するような不要な印刷はしません。
9	印刷やコピーは両面使用を励行します。
10	資料の在庫管理をして、不要在庫による破棄量を減少します。
11	資料の電子化を進めます。
12	使用済みで破棄する紙は、リサイクルに回します。

5. ごみ排出量の削減

a. ごみの減量

1	セロテープや封筒などは共用化します。
2	不要なものは買いません。
3	ものを大切に長く使います。
4	ものを修理して使います。
5	簡易包装、多重包装は行いません。
6	ばら売りや量り売りを優先します。
7	マイバッグを持参して、レジ袋の使用を減少します。
8	飲物は、水筒等の容器(マイボトル)を持参します。
9	お茶を飲む時は、マイカップを使用します。
10	会議の際には、リユースカップを使用します。
11	割りばしを使わず、繰り返し使えるマイはしなどを使用します。
12	ペーパータオルなどの使い捨て商品は使用しません。

b. 廃棄物の分別・リサイクル

1	空き缶、びん、ペットボトル、書籍雑誌類、新聞紙などは分別を徹底します。
2	紙、段ボールは、再使用・再利用を進めます。
3	食べ残し品や調理くず、割箸などはリサイクルに回します。
4	破棄する事務用機器は、バザーやフリーマーケットに出します。
5	使用済みのファイルや封筒などは、再利用します。

6. 文房具、事務用品の購入

1	コピー用紙や封筒などは、古紙配合率の高い再生紙を購入します。
2	事務用品類は、再生した原料を使用した製品を選定して購入します。
3	冷蔵庫やエアコンなどは、省エネ型製品を購入します。
4	エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品を購入します。
5	環境配慮を行っている事業者から購入します。
6	製品の生産から破棄までのライフサイクルを考慮して購入します。

7. エコドライブ励行

a. 自動車

1	停車中、駐車中はエンジンを停止します。
2	不必要なアイドリングをしません。
3	急発進、急加速、空ぶかしをしません。
4	合理的、経済的な運行ルートを選択し、走行距離を短縮します。
5	経済速度で運転します。
6	多めの車間距離をとります。
7	日常できる点検整備を励行します。
8	タイヤの空気圧を適正にします。
9	不必要な荷物はトランクに載せません。
10	カーエアコンの使用は控えめにします。
11	外気を取り入れ、エアコンの運転時間を短縮します。

b. 通勤、業務上外出

1	毎週水曜日はノーカーデーを徹底します。
2	公共交通機関の利用を優先します。
3	近距離へ外出する時は、自転車利用や徒歩を優先します。
4	同じ方向であれば相乗りするなどして効率的に車を使用します。

8. 環境美化、緑化

1	敷地内や周辺の緑化を進めます。
2	ベランダ、屋上、壁面の緑化を進めます。
3	光害を防止するため、屋外照明の時間帯、方向、照明方式を工夫します。
4	看板などを設置する時は、景観や周辺住宅に配慮します。
5	清掃をして清潔にします。
6	植木や植物に名札を付けます。

9. 地域貢献

1	環境保全のイベントやボランティア活動に協力し参加します。
2	環境保全に関する基金や募金に協力します。
3	自治体が実施する環境保全の取り組みに協力します。
4	地域に協力して私有空地进行緑化します。
5	環境保全活動を企画し実施します。
6	環境に関する情報をすすんで公開します。
7	地域活動への提言を積極的に行います。

10. 環境学習、その他

1	環境学習や講演会に積極的に参加します。
2	自らの業務と環境問題との関係を理解し、業務改善に反映します。
3	社内で環境学習を実施します。
4	会議や打合せの時間短縮を図ります。
5	残業を減らします。
6	業務中の無駄を減らします。
7	失敗やトラブルを予測し、未然に防ぎます。

千代田エコシステム（CES）
クラスⅢ ガイド
【改訂版】

平成21年10月

発行	CES推進協議会
郵便番号	〒102-8688
所在地	東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区役所5階
電話	03（5211）5085